

## 【6月1日付】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（インドで初めて確認された変異株 B.1.617 への対応（モンタナ州、アイダホ州北部））

6月1日（火）付け外務省海外安全情報（広域情報）でご連絡しました新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際措置について、以下のとおりお知らせします。

1 新型コロナウイルス変異株拡大を受けた水際対策措置として、インドで初めて確認された変異株の指定国・地域としての検疫強化の対象国・地域として、当館管内ではモンタナ州及びアイダホ州が指定されました。

（注：アイダホ州については北部9郡が当館管轄）

この指定に基づき、今回指定された州に居住・滞在されている人で日本時間6月4日（金）午前0時以降に日本に入国される人（含、日本人）は、入国時に検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設）において3日間待機することを求められ、3日目に改めて検査を行い陰性と判定された場合には、検疫所が確保した宿泊施設を退所し、入国後14日間の残りの期間を、自宅等で待機して頂くこととなります。

○外務省広域情報

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C087.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C087.html)

○厚生労働省 HP

<https://www.mhlw.go.jp/content/000787220.pdf>

2 本邦入国に際しては、引き続き、出国前72時間以内の「出国前検査証明」の取得が必要です。また、質問票及び誓約書の提出等も必要となります。さらに、日本入国後の移動に際しては公共交通機関を使用しないことが求められますので、ご注意ください。

○検査証明書の提示について（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

（厚生労働省が指定する検査証明のフォーマットも上記のサイトに掲載されています）

○検査証明の確認について（本邦渡航予定者用 Q&A）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100178702.pdf>

○日本入国時に必要な検査証明書の要件について（検体、検査方法、検査時間） <https://www.mhlw.go.jp/content/000770638.pdf>

○「質問票」（出発前に QR コードを取得してください）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00251.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html)

○「誓約書」の提出（1人1枚必要です）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

○スマートフォンの携行、必要なアプリの登録

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

（参考）日本の水際措置等に関する関連情報

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

海外から：+81-3-3595-2176（月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00）

日本国内から：0120-565-653（月曜～金曜、日本時間 09:00-21:00）

○海外から日本に入国する全ての方が対象となる措置全体説明

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

○海外から帰国する方向けの Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)

\*\*\*\*\*

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただけますようご協力のほどよろしくお願いたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。以下のURLをご参照ください。

[https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/zairyu.html](https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html)

■ 発信元：在シアトル日本国総領事館

701 Pike Street, Suite 1000, Seattle, WA 98101

TEL:(206)-682-9107

HP: [https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

facebook: <https://www.facebook.com/JapanCons.Seattle/>

<シアトル総領事館 コロナ関係情報（適宜更新）>

・新型コロナウイルス関連情報（全般情報、過去に送付した領事メール等）

[https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00015.html](https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00015.html)

・新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法について（日本語情報：ワシントン州，モンタナ州およびアイダホ州北部）

[https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00052.html](https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00052.html)

・主要航空会社の運航・シアトル地区の交通状況に関するリンク一覧

[https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00041.html](https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00041.html)

・米国内の各州では、州ごとにそれぞれの感染拡大防止策を行っております。米国内他州への移動を予定されている方は、それぞれの地域の関係機関が発表している情報や、その地域を管轄する公館（大使館、総領事館）HP 等を閲覧するなど、現地情報を事前に収集することをおすすめいたします。